

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○旧薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(55)（略）</p> <p>(56) 四―アミノ―N―（二―ベンジル―四―ピペリジル）―五 ―クロロ―オルト―アニサミド（別名クレボプリド）、その 塩類及びそれらの製剤</p> <p>(57) 二―（二―アミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミ ド（別名ネパフエナク）の製剤であつて1ml中二―（二―ア ミノ―三―ベンゾイルフェニル）アセトアミド1mg以下を 有するもの</p> <p>(58) （一）―N―〔四―「」〕（六S）―二―アミノ―五―ホルミ</p>	<p>別表第一の二（第百五十五条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 その他の医薬品であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(55)（略）</p> <p>(56) 四―アミノ―N―（二―ベンジル―四―ピペリジル）―五 ―クロロ―オルト―アニサミド（別名クレボプリド）、その 塩類及びそれらの製剤</p> <p>(57) （一）―N―〔四―「」〕（六S）―二―アミノ―五―ホルミ</p>

ル―一・四・五・六・七・八―ヘキサヒドロ―四―オキソ―
六―プテリジニル〕メチル〕アミノ〕ベンゾイル〕―L―グ
ルタメート（別名レボホリナート）、その塩類及びそれらの
製剤

(59) |
↳
(215) |
(略)

(216) |
(±)―二―〔四―〔四―クロロフェニル〕フェニルメチル
〕―一―ピペラジニル〕エトキシ酢酸（別名セチリジン）、
その塩類及びそれらの製剤

(217) |
二―(二―〔四―〔(R)―(四―クロロフェニル)フェ
ニルメチル〕ピペラジン―一―イル〕エトキシ)酢酸(別名
レボセチリジン)及びその塩類の製剤であつて一錠中二―(二―〔四―〔(R)―(四―クロロフェニル)フェニルメチ
ル〕ピペラジン―一―イル〕エトキシ)酢酸 二塩酸塩五mg
以下を含有するもの

(218) |
二―(四―クロロフェニル)―三―メチル―四―メタチア
ザノン―一・一―ジオキサイド(別名クロルメザノン)、そ

ル―一・四・五・六・七・八―ヘキサヒドロ―四―オキソ―
六―プテリジニル〕メチル〕アミノ〕ベンゾイル〕―L―グ
ルタメート（別名レボホリナート）、その塩類及びそれらの
製剤

(58) |
↳
(214) |
(略)

(215) |
(±)―二―〔四―〔四―クロロフェニル〕フェニルメチル
〕―一―ピペラジニル〕エトキシ酢酸（別名セチリジン）、
その塩類及びそれらの製剤

(216) |
二―(四―クロロフェニル)―三―メチル―四―メタチア
ザノン―一・一―ジオキサイド(別名クロルメザノン)、そ

の塩類及びそれらの製剤

(219) |
↳
(552) |
(略)

(553) | 平均分子量三〇〇〇〜八〇〇〇のアルファ―D―グルコピ
ラノシル―(二↑↓二)―「(二↓二)―ベーター―D―フル
クトフラナン」(別名イヌリン)及びその製剤

(554) | ヘキサシアノ鉄(二)酸鉄(三)及びその製剤

(555) | 一―(四―「二―(ヘキサヒドロ―H―アゼピン―
イル)エトキシ」ベンジル―二―(四―ヒドロキシフェニ
ル)―三―メチル―H―インドール―五―オール(別名バ
ゼドキシフェン)、その塩類及びそれらの製剤

(556) |
↳
(622) |
(略)

の塩類及びそれらの製剤

(217) |
↳
(550) |
(略)

(551) | 平均分子量三〇〇〇〜八〇〇〇のアルファ―D―グルコピ
ラノシル―(二↑↓二)―「(二↓二)―ベーター―D―フル
クトフラナン」(別名イヌリン)及びその製剤

(552) | 一―(四―「二―(ヘキサヒドロ―H―アゼピン―
イル)エトキシ」ベンジル―二―(四―ヒドロキシフェニ
ル)―三―メチル―H―インドール―五―オール(別名バ
ゼドキシフェン)、その塩類及びそれらの製剤

(553) |
↳
(619) |
(略)